

**令和5年第2回
羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）
会議録**

日 時 令和5年4月19日（水）午後1時30分～午後1時45分

場 所 羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室

出席者の氏名 5名

教育長 儘田 文雄、教育長職務代理者 鳥海 俊身、委員 塩田 真紀子、
委員 永井 英義、委員 村上 豊子

欠席者 なし

傍聴者 なし

出席した職員の職・氏名

事務局長 田中 智文、給食課長 友野 裕之、管理給食係長 瀧島 淳介、管理給食
係 大瀧 枝里子

組織市町教育委員会の出席者の職・氏名

羽村市教育委員会生涯学習部参事 吉川 泰弘
羽村市教育委員会生涯学習部教育課長 伊藤 晋
瑞穂町教育委員会教育部長 小峰 芳行
瑞穂町教育委員会学校教育課長 大澤 達哉

議事日程

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議席の指定について
- 日程第3 会議録署名委員の指名について
- 日程第4 教育長職務代理者の指名について
- 日程第5 報告事項1 令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分について
- 日程第6 報告事項2 令和5年度食育関係事業の推進について

会議経過

○教育長（儘田文雄） 改めまして、皆さんこんにちは。

ただいまの出席者は5名であります。定則数に達しておりますので、これより、令和5年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を開会します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

〔日程第1〕

○教育長（儘田文雄） 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

〔日程第2〕

○教育長（儘田文雄） 議席の指定を行います。

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則第6条により、「委員の議席は委員の任命があったつど、教育長が会議に諮って、これを指定する」と規定されています。議席につきましては、ただいまご着席の議席としますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（儘田文雄） 異議なしと認めます。よって、議席につきましては、ただいまご着席の議席に指定します。

〔日程第3〕

○教育長（儘田文雄） 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、教育長において、永井英義委員を指名します。どうぞよろしくお願いたします。

〔日程第4〕

○教育長（儘田文雄） 教育長職務代理者の指名を行います。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育職務代理者として、鳥海俊身委員を指名します。

それでは、鳥海委員から、一言ご挨拶をいただきます。

○教育長職務代理者（鳥海俊身） ただいま教育長より職務代理者の指名を受けました鳥海です。また今後ともよろしくお願いいたします。

○教育長（儘田文雄） ありがとうございます。

〔日程第5〕

○教育長（儘田文雄） 報告事項1「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分について」説明を求めます。

○給食課長（友野裕之） 教育長。給食課長です。

○教育長（儘田文雄） 給食課長。

○給食課長（友野裕之） それでは、報告事項1「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分について」、ご報告いたします。

お手元に配付いたしました報告事項1資料をご覧ください。

この不納欠損処分につきましては、「羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分（内規）」に基づき、処分を行ったものです。

不納欠損処分の内容ですが、「1 不納欠損額」は、5世帯延べ13件で、合計34万45円です。

(1) 小中学校別内訳が、小学校給食費は、羽村市が9件 27万8,945円、瑞穂町が0件です。合計で9件 27万8,945円。

中学校給食費は、羽村市が2件 8,400円、瑞穂町が2件 5万2,700円、合計4件 6万1,100円です。

(2) 年度別内訳が、平成19年度から令和3年度までの各年度の金額となります。内容については、記載のとおりとなっております。

「2 不納欠損理由」ですが、内規第2条第2号「破産法第253条第1項の規定により滞納者が学校給食費徴収権等について、その責任を免れたとき。」に該当する世帯が1世帯です。

資料中段の表、(2) 年度別内訳で補足いたしますと、羽村市の平成25年度から平成27年度の滞納分、延べ6件 22万3,965円です。

同条第3号「滞納者が生活保護法の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。」に該当する世帯が1世帯です。

年度別内訳表では、羽村市の令和2年度及び令和3年度の滞納分、延べ2件 3万3,680円です。

同条第5号「学校給食費を徴収する権利の消滅時効に係る期間が経過し、かつ、滞納者が羽村・瑞穂地区から転出していること、住所・居所が不明であること等により、滞納者から時効の援用の意思を確認できないとき。」に該当する世帯が1世帯です。

年度別内訳表では、瑞穂町の平成29年度の滞納分、1件 3万8,000円です。同条第6号「10年間滞納学校給食費が納入されないとき。」に該当する世帯が2世帯です。

年度別内訳表では、羽村市の平成19年度及び羽村市と瑞穂町の平成22年度の滞納分で、延べ4件 4万4,400円です。

「3 不納欠損日」は、令和5年3月31日です。

以上で、報告事項1「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分について」の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長（儘田文雄） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。何か質疑ございますか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） 特段ないようですので、これで質疑を終了いたします。

〔日程第6〕

○教育長（儘田文雄） 報告事項2「令和5年度食育関係事業の推進について」説明を求めます。

○給食課長（友野裕之） 教育長。給食課長です。

○教育長（儘田文雄） 給食課長。

○給食課長（友野裕之） それでは、報告事項2「令和5年度食育関係事業の推進について」を報告いたします。

お手元に配付されました報告事項2資料をご覧ください。

本年度も、食育関係事業の推進にあたり、表面から裏面にかけて、太字で記載の1、学校給食に関する情報提供、2、食育推進事業の実施、裏面になりますが、3、食育推進のための学校との連携の3項目を推進の基本として位置づけ、それぞれ項目に記載した事業を行ってまいりたいと思っております。

各項目の実施事業については、「1 学校給食に関する情報提供」では、「給食だよりの配布」等、4事業を予定しております。

「2 食育推進事業の実施」では、「地場産物の利用促進」「学校給食に関するポスターコンクールの実施」等、3事業を予定しています。

裏面の「3 食育推進のための学校との連携」では、「学校訪問」等、5事業を予定しています。

詳細な内容につきましては、後ほどお目通し願えればと思います。

以上で報告を終わります。

- 教育長（儘田文雄） 以上で説明が終わりました。
これから質疑を行います。何か質疑ございますか。

（質疑なし）

- 教育長（儘田文雄） 特段ないようですので、これで質疑を終了いたします。
これをもちまして、令和5年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）
を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

以上、会議の経過（概要）を記載し、その相違がないことを証するために、ここに署名
をいたします。

令和5年4月19日

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

教育長

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

委 員